

令和3年神審第6号

裁 決
交通船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和元年11月4日13時04分
和歌山県森浦湾
- 2 船舶の要目
船種 船名 交通船A
総トン数 13トン
登録長 17.10メートル
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵区画を配した航海計器を装備していない、FRP製交通船で、同区画前部左舷寄りに舵輪、その左舷側に主機遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人ほか1人が乗り組み、帰航の目的で、船首0.2メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和元年11月4日12時30分和歌山県太地漁港を発し、森浦湾の係留地に向かった。

ところで、森浦湾は勝浦湾西部の支湾で、東方に開き暗礁が多く存在し、湾奥部にイルカの夜間用生け簀があり、南東部のエビスノ鼻西方沖合には約100メートルのところまで干出浜が拡張し、その北方には、東西約30メートル南北約40メートルの範囲に危険界線で囲まれた浅所（以下「エビスノ鼻浅所」という。）が存在して海図W46勝浦湾に記載されており、a受審人は、先輩船長から聞いていてその存在を承知していた。

a受審人は、舵輪後方に立って操船に当たり、森浦湾を西行し、13時01分半少し過ぎ紀伊勝浦港乙島灯台（以下「乙島灯台」という。）から228度（真方位、以下同じ。）1,420メートルの地点で、船首方で漂泊して釣りをしているプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）を右舷方に見て航行することとし、針路を180度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、13時03分少し前乙島灯台から222度1,580メートルの地点に達したとき、針路を係留地に向く225度に転じて続航した。

a受審人は、針路を転じたとき、エビスノ鼻浅所が正船首210メ

ートルのところとなり、その後同浅所に向首する状況であったが、プレジャーボートとの距離をとることに気をとられ、係留地及びエビスノ鼻の各方位並びに各距離を目測して自船とエビスノ鼻浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、エビスノ鼻浅所に向首したまま進行中、13時04分乙島灯台から222.5度1,780メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

乗揚の結果、中央部船底外板に亀裂及び船首部から中央部にかけて船底外板に擦過傷をそれぞれ生じ、来援した地元漁船に引き降ろされ、自力によって太地漁港に入港した。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、森浦湾において、係留地に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、エビスノ鼻浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、森浦湾において、係留地に向けて航行する場合、エビスノ鼻浅所を知っていたのであるから、同浅所に向首することのないよう、係留地及びエビスノ鼻の各方位並びに各距離を目測して自船とエビスノ鼻浅所との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、プレジャーボートとの距離をとることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、エビスノ鼻浅所に向首する状況に気付かずに進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲